

判決年月日	平成 1 7 年 6 月 2 0 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成 1 7 年(行ケ)10213号		
○「MANE and TAIL」の欧文字と「メインアンドテイル」の片仮名文字を二段に横書きして成る我が国の登録商標が米国における需要者の間に広く認識されている登録商標「Mane ‘n Tail」と類似し，不正の目的で使用するものであるとして，登録を無効とした審決が維持された事例			

(関連条文) 不正競争防止法第 4 条第 1 項第 1 9 号